

税制度の在り方検討について

(1) 他自治体の検討状況と本県における検討時の留意点

① 他自治体の検討状況

- ・宿泊税を導入している他自治体のすべてが、検討にかかる条項を設けており、その頻度は5年ごとが大半。
- ・大阪府は、今後増大が見込まれる行政需要に緊急的に対応するため、検討時期に至る前に見直し検討を実施。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	北海道 倶知安町	長崎市
条例施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.1.1	R1.11.1	R5.4.1
検討条項の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
検討の頻度	5年ごと	5年ごと	条例施行後1年6月 以降は5年ごと	5年ごと	5年ごと	3年ごと
検討時期	H19.6 H24.6 H30.6	H30.8 R4.3	R2.3			
見直しの有無 ※()内は改正条例施行時期	なし	あり (R1.6~)	あり (R3.4~)			
見直し内容		・免税点の引下げ (10,000円から7,000 円に引下げ)	・課税免除の対象に保 育園等の行事(お泊り 保育)を追加			

② 本県における検討時の留意点

- ・本県の宿泊税の導入(R2.4.1)以降は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言の発出や外国人の入国制限など、観光客の動向に大きな影響が生じたことから、税制導入の影響を検証することが容易ではないことも踏まえ、議論を進める必要がある。

(参考) 大阪府観光客の受入環境整備の推進に関する調査検討会議 宿泊税に係る制度の在り方について 答申(R4.3.30) (抜粋)

- ・現在の宿泊税収は、コロナ禍の影響により来阪旅行者が激減したことにより、目標とする事業規模である20億円を大きく下回る状況にある。また、令和元年に制度改正を行った免税点の引き下げが、年間税収に及ぼす影響も把握できていない状況にある。(中略)このような状況下で制度見直しに向けた実態調査を実施しても、コロナ禍終息後を見据えた有用なデータを得ることは難しいと思われる。(中略)データに基づいて宿泊税制度のあり方を議論することが困難な状況にあることを踏まえ、宿泊税制度については、現時点では現行の制度を維持・継続すべきである。

(2) 宿泊税導入時の考え方

本県の現行制度は、平成30年11月の福岡県観光振興財源検討会議での議論を踏まえ、

- ・宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は誰もが同等であること
- ・宿泊客は一定の担税力を有していること
- ・特別徴収義務者である宿泊事業者にとって簡素な制度とする必要があること

という観点から、課税免除や免税点を設けない一律の税率としている。

制度設計時の検討事項		導入時の考え方 (H30.11 福岡県観光振興財源検討会議報告書から抜粋)	現行制度の内容
(1) 納税義務者		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊客は、宿泊施設の形態に関わらず行政サービスを一定程度享受していることから、簡易宿所、民泊及び特区民泊の宿泊者を納税義務者としなないことは、公平性の観点から適切ではない。 ・本検討会議において、「宿泊税を導入する場合、民泊も含め不公平感のない形にしてほしい」という意見が出されている。 ・以上のことから、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊の宿泊者を対象とすべきと考えられる。 ・なお、課税免除の対象については、先行自治体によって対応が異なり、誘客への影響や宿泊事業者等にとっての事務負担等も考慮に入れ、慎重に検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊の宿泊者を対象 ・課税免除は設けない
(2) 免税点		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金に関わらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当である。 ・宿泊客は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられる。 ・以上のことから、免税点を設けないことが適当であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・免税点は設けない
(3) 税率	税率区分	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金に関わらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当である。 ・特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等にとって簡素な制度とすることが望ましい。 ・以上のことから、税率区分を設けず、一律の税率とすることが適当であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率区分を設けず、一律の税率とする
	税率	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな観光振興施策に要する事業の規模を確保することが可能である。 ・東京都及び大阪府の最低税率（100円）や京都市及び金沢市の最低税率（200円）と比較し、納税者にとって過重な負担ではないと考えられる。 ・以上のことから、税率については、一律200円とすることが適当ではないかと考えられる。 <p>【税込見込：36億円／年（200円×1,800万人泊）】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・200円／人・泊 ※独自に宿泊税を課税する両政令市においては、役割分担により県税は50円／人・泊
(4) 徴収方法		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての宿泊税導入先行自治体において、徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者等としている。 ・個々の宿泊客から徴収することは困難であり、宿泊事業者等による特別徴収以外は現実的ではない。 ・以上のことから、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とすることが適当であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者等を特別徴収義務者に指定

(3) 制度設計時の検討事項

① 納税義務者（課税免除）について

【他自治体の状況】

- ・課税免除については、京都市、北海道倶知安町、長崎市が実施している。
- ・対象については、修学旅行等の学校行事に加え、地域の実情に応じて職場体験、スポーツ大会などとなっている。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	北海道 倶知安町	長崎市
課税免除	なし	なし	あり	なし	あり	あり
免除の対象			<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）^{※1}の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事^{※2}に参加している方及びその引率者^{※3} ・次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加しているもの及びその引率者 ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ウ 児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）^{※1}の幼児、児童、生徒、学生及び引率者^{※3}で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事^{※2}に参加しているもの ・学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校（前期課程を除く。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部を除く。）、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第124条で規定する専修学校の生徒又は学生で、倶知安町内で職場体験を行うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者

※1 具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が対象。

※2 学習指導要領における学校行事であると認められるものや、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うもの。部活動やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊は課税免除の対象外。

※3 学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しない。

【現行制度に対する意見】

- ・農泊などはほとんどが修学旅行生の受け入れであるが、受入農家が徴収事務の煩雑性などから受入そのものを敬遠しがちになってしまう。修学旅行生を課税免除の対象にできないか。（農泊受入事業者）
- ・団体で宿泊することを前提とするキャンプ場などは、施設利用料に比して宿泊税の割合が高い。課税免除の対象にできないか。（キャンプ場事業者）

(3) 制度設計時の検討事項

② 免税点について

【他自治体の状況】

- ・東京都、大阪府が導入しているが、他の自治体は、観光客は宿泊料金に関わらず行政サービスを一定程度享受していることから、免税点を設けていない。
- ・大阪府については、観光に係る行政需要に緊急的に対応するため、令和元年6月から免税点を1万円から7千円に引き下げている。
- ・東京都については、導入以降見直しを行っていない。

自治体名	免税点	免税点の考え方
東京都	1万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金 1 人 1 泊 10,000 円未満の宿泊に対しては、宿泊税は課されません。 ・これは、修学旅行やビジネス利用などの観光目的以外の宿泊には、できるだけ税負担を求めないようにするためです（東京都主税局 宿泊税の手引）。
大阪府	7千円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の「宿泊税」を参考に、法定外目的税として、大阪府内の宿泊施設に一定以上の室料価格で宿泊する者に対し、課税する制度の創設についての検討を提言する（H27.12 大阪府の観光客受入環境整備の推進に関する調査検討最終報告）。 ・外国人旅行者の急増や旅行者ニーズの多様化によって、観光客の受入環境整備や大阪府の魅力づくりの着実な実施は喫緊の課題となっており、適正な申告・徴収といった税の公平性、特別徴収者である宿泊事業者の負担や処理体制への配慮、平均宿泊単価等の要素を総合的に勘案し、宿泊税制度の見直しとして、免税点を1万円から7千円程度に引き下げる手法が望ましいとの結論に至った。（H30.8 今後の観光施策の推進に向けた宿泊税の在り方等について（答申））
京都市	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊客は、京都市での滞在時間が日帰り客よりも長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中の消費額も多いことから、担税力が十分あるといえる。 ・また、宿泊施設に係る宿泊料金は様々であるが、低額な宿泊料金の宿泊客についても、京都市の行政サービスを一定程度享受していると考えられる。 ・これらのことから、すべての宿泊客に、広く負担を求めることが望ましく、免税点は設けるべきではないと考える。（H29.8 京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 答申）
金沢市	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金に関わらず観光客の方が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、すべての宿泊客の方に広く負担をお願いするものです。 ・税率については、納税や徴収にかかる負担にも十分配慮した簡素でわかりやすい制度が望ましいと考えております。（H30.1 宿泊施設向け説明会におけるご意見と金沢市の考え方（回答））
北海道 倶知安町	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・①もともと宿泊事業者の方から定率での要望があった、②税の三原則のひとつである「簡素」と倶知安町の地域特性に配慮した、③倶知安町法定外税に係る有識者会議においても定率制での導入に同意を得た、これらを総合的に判断して定率制の導入を決定しました。（R1.7 倶知安町の宿泊税に関する資料）
長崎市	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・税収確保の観点から、他都市の水準と比較して大幅に低い税額は設定せず、免税点は設けないこととした。（R2.9 長崎市宿泊税検討委員会報告書）

(3) 制度設計時の検討事項

③ 税率について

【他自治体の状況】

・税率については、下記のとおり自治体ごとに、行政需要や担税力等を考慮の上決定。

自治体名	東京都		大阪府		京都市		金沢市		北海道 倶知安町	長崎市	
税率	10,000円以上 15,000円未満	100円	7000円以上 15,000円未満	100円	20,000円未満	200円	20,000円未満	200円	1人、1部屋または1棟の 宿泊料金の2% ※各宿泊施設が宿泊料金の 算定方法によって選択	10,000円未満	100円
			15,000円以上 20,000円未満	200円	20,000円以上 50,000円未満	500円				10,000円以上 20,000円未満	200円
	15,000円以上	200円	20,000円以上	300円	50,000円以上	1,000円	20,000円以上	500円		20,000円以上	500円

(参考) 本県及び県内両政令市(独自税制制定)の状況

・本県においては、福岡市において複数税率が設けられている。北九州市においては、本県と同様に一律の税率としている。

自治体名	福岡県	福岡市		北九州市
税率	200円 ※独自に宿泊税を課税する福岡市・北九州市においては50円	20,000円未満	150円	150円
		20,000円以上	450円	

(参考) 県内両政令市における議論

・福岡市では、MICE誘致に向けたホテルの誘致が進められており、ハイクラスのホテルが建設されるとともに、既存のホテルもリニューアルによりグレードの高い部屋が増えていく可能性があり、このような将来的な視点も踏まえつつ、比較的高額な宿泊料金を払える人には、垂直的公平性の観点からより負担してもらおうべきといった意見があった。

(H30.11福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書)

・高額な宿泊料金の部屋が少ないことから、当面は税率区分は設けない。(R1.8北九州市宿泊税に関する調査検討会議報告書)

(3) 制度設計時の検討事項

③ 税率について

【本県の行政需要】

・令和2年度から4年度にかけての宿泊税基金残高の推移は下表の通り。新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限や、国の新型コロナ対策地方創生臨時交付金の活用による財源振替などもあり、税制度導入による宿泊者数への影響や、税収と行政需要のバランスを検証することは困難。

・一方、本県の令和5年度当初予算における宿泊税収は、約14億円（賦課徴収経費を除くと約13億円）で、基金取崩額は約19億円。このうち約6億円は、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた関連経費（2.9億円）や、閑散期の平日における宿泊助成（3.1億円）などの臨時的な行政需要であり、これらを除く行政需要については約13億円となり、収支の均衡が取れている状況。

宿泊税基金残高の推移（再掲）

（単位：千円）

		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
基金 積立額 a-b+c	税収(a)	626,951	892,499	1,261,904	1,393,850
	賦課徴収 経費(b)	122,524	53,278	75,393	82,970
	基金 運用益(c)	0	103	84	110
		504,427	839,324	1,186,595	1,310,990
基金取崩額		261,777	762,913	849,939	1,927,627
基金残高		242,650	319,061	655,717	39,080

※R2、R3は決算額。R4、R5はR4年度2月補正後見込

令和5年度当初予算における宿泊税充当事業について

（単位：千円）

	事業費	うち宿泊税	主な事業	事業費		うち宿泊税	
				事業費	うち宿泊税	事業費	うち宿泊税
(1)受入環境の 充実	152,575	139,311	○宿泊事業者が行う生産性向上の取組みを支援 ○ユニバーサルツーリズムを推進	79,994	79,994	18,268	18,268
(2)観光資源の 魅力向上	622,141	609,374	○サイクルツーリズムを推進	225,642	219,800		
			○福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を推進	177,621	177,621		
			・市町村が実施する特別イベントの開催を支援 ・複数市町村が連携して実施する観光素材の開発等を支援	(120,000)	(120,000)	(57,621)	(57,621)
(3)効果的な 情報発信	756,415	742,181	○閑散期の平日における県内宿泊への助成	311,928	311,928		
			○福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を推進	116,045	116,045		
			・公式ガイドブックの制作やJR・旅行会社とのタイアップキャンペーンを実施 ・DCを活用したインバウンドプロモーションを実施	(86,976)	(86,976)	(29,069)	(29,069)
(4)観光体制の 強化	103,974	103,974	○富裕層を対象とした高付加価値・高単価な旅行商品を造成	33,610	33,610		
			○県内各地域の観光を支える人材を育成 ○ハラル・ヴィーガンなど多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備 ○DMOの新規事業創出のための異業種マッチング等を支援	12,228	12,228	11,469	11,469
(5)市町村への 財政的支援	332,787	332,787	○福岡県宿泊税交付金を県内市町村に交付	332,787	332,787		
合計	1,967,892	1,927,627					

④ 徴収方法について

・宿泊税を導入しているすべての他自治体が、宿泊事業者による特別徴収により税を徴収している。